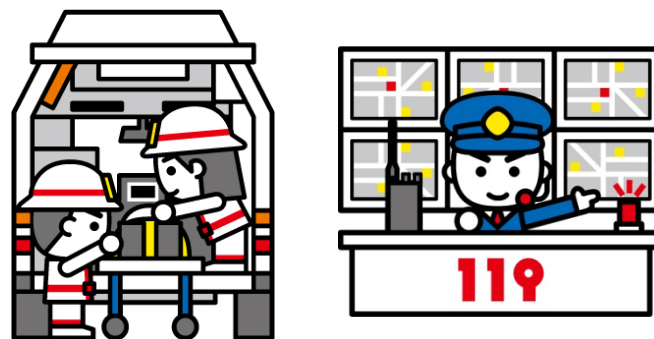


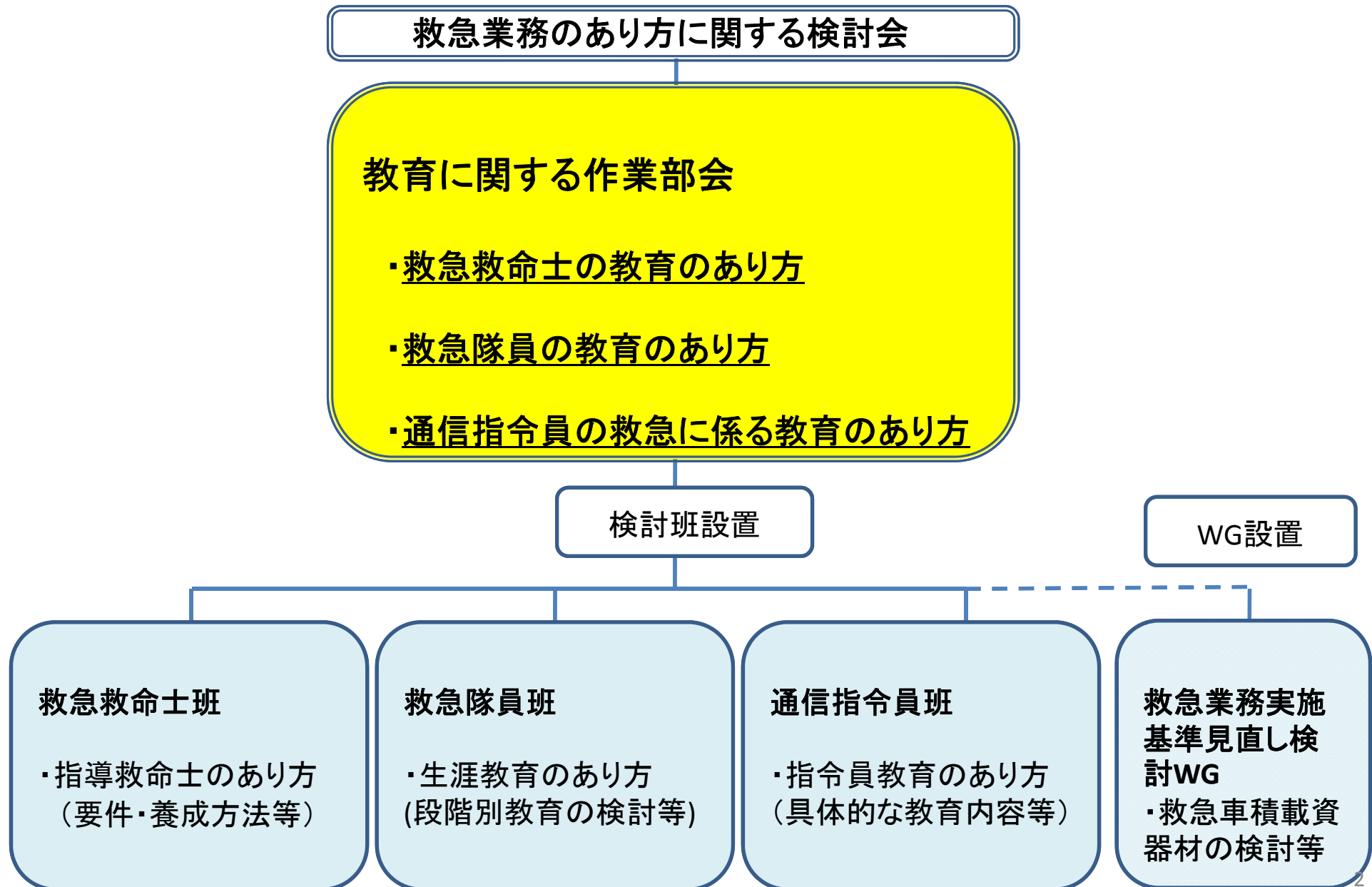
平成25年度 救急業務に携わる職員の 教育のあり方に関する作業部会

第3回 検討資料



平成26年2月6日
消 防 庁

今年度における作業部会の体制



救急救命士の資格を有する職員の教育のあり方

救急救命士の資格を有する職員の教育のあり方①

第3回班会議の主な検討事項

- ・指導的立場の救急救命士の『名称』について
 - ・ // の『インセンティブ』について
 - ・ // の『活躍の場』について
 - ・ // の『認定』のあり方について
- ・『教育指針』との整合について
- ・その他

救急救命士の資格を有する職員の教育のあり方②

指導的立場の救急救命士の名称

- ・「指導救命士」
- ・「事後検証救急技術指導者」
- ・「救急技術指導者」
- ・「救急スペシャリスト」
- ・「統括救急指導員」
- ・「指導的救急救命士」
- ・「メディカルオフィサー」
- ・「救急指導官」
- ・「主任救急救命士」
- ・「専任職(救急業務担当)」 など

平成25年度アンケート結果より

基本的な考え方

・既に指導的立場の救急救命士を運用し、上記のようにそれぞれの呼称を使用していることから、地域での呼び名については自由とし、報告書や国から示す場合などにおいて全国統一的な呼称が必要であることから、検討を進め一本化する。

班会議検討結果

「指導救命士」としたい

救急救命士の資格を有する職員の教育のあり方③

指導救命士へのインセンティブ 基本的な考え方

- ・昇任や昇格等については、各消防本部での考え方や制度の違い等により、全国一律的に実施することは困難である
- ・人事評価への加点等についても同様である
- ・エンブレム等指導救命士の表示については、各消防本部の服制規程等への位置付けや別途予算が必要となるが、国から標準となる胸章、肩章等を示すことは可能。この場合、実施するかどうかは各消防本部の判断による

インセンティブの例(エンブレム等) ※策定イメージ

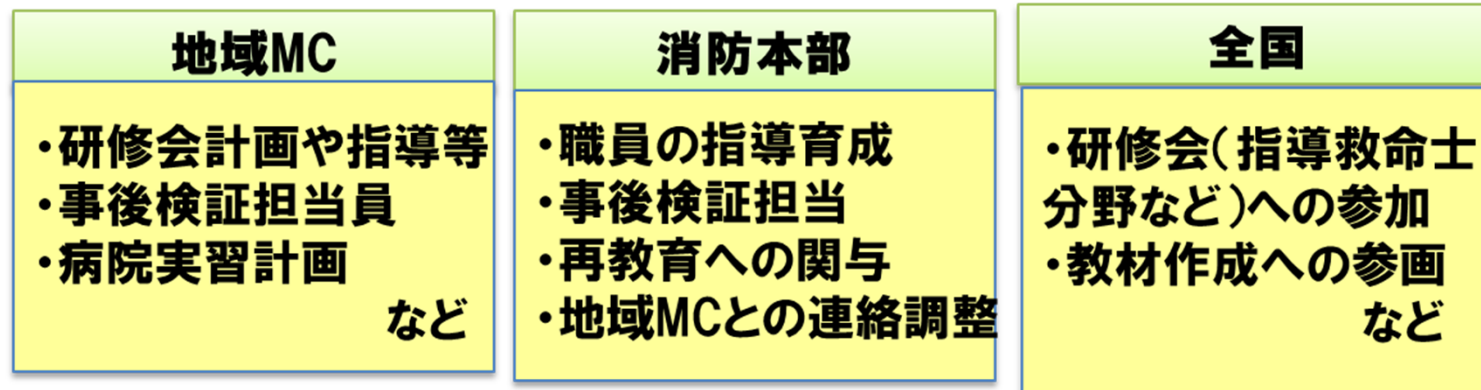


検討結果 国において標準エンブレム等を示すこととしたい

救急救命士の資格を有する職員の教育のあり方④

指導救命士の活躍の場 基本的な考え方

- ・地域MCや消防本部での活躍については、各地域MCや消防本部での指導的立場の救急救命士が担う役割によって異なることから、各地域で決定される
- ・一方、全国的な活躍の場の提供や、地域MC(消防本部)の枠を超えた場の提供については、国等が積極的に関与することが求められる



検討結果

- ・国の検討会等において国は積極的な活用を図っていく
- ・将来的に、都道府県を通じた全国的な活用方策等を検討

救急救命士の資格を有する職員の教育のあり方⑤

指導救命士の認定 基本的な考え方

- ・基本的に、「要件」に提示されているとおり、「MCで認定されること」が認定の基本スタンス
- ・これに加え、全国での認定のあり方について、必要性の是非も含めて検討が必要



検討結果

- ・活躍の場において検討したとおり、都道府県を通じた将来的な全国での活躍の場の創設に資するため、また、都道府県消防学校での集合研修(指導救命士養成集合研修)の実施等も視野に、**都道府県MC協議会の認定**とする(実務的に地域MC協議会が関与する)

参考資料1「要件」参照

救急救命士の資格を有する職員の教育のあり方⑥

生涯教育の指針との整合 基本的な考え方

- ・基本的に、「救急救命士班」での検討事項を教育指針の中に落とし込む
- ・他の救急隊員への指導・教育等について、指導的立場の救急救命士の関与を位置付ける(教育体制、役割等)



検討結果

生涯教育の指針 主な項目(指導救命士)

- ・指導的立場の救急救命士を中心とした**教育体制**
- ・指導的立場の救急救命士の**役割、要件、養成カリキュラム**
- ・指導的立場の救急救命士の**活躍の場、インセンティブ**
- ・**教育資源**(人的資源としての指導救命士の役割) など

資料5 指針(案)参照

救急救命士の資格を有する職員の教育のあり方⑦

指導救命士成果物(案)

- 「救急業務のあり方に関する検討会報告書」(年度末)
- 関係通知の発出(報告書策定後)

【通知で示す主な項目】: 指導救命士制度の創設について(仮)

- 指導救命士の主な役割、MCの関与(指導、助言、役割分担等)
- 指導救命士の要件
- 指導救命士の養成(標準養成カリキュラム)※消防学校等
- 指導救命士の認定(都道府県MC)
- 指導救命士の表示(エンブレム等を示す)

- 「生涯教育の指針(指導救命士)」(報告書策定後)

救急隊員の生涯教育 のあり方

救急隊員の生涯教育のあり方 ①

第3回班会議の主な検討事項

- ・『生涯教育の指針』との整合
- ・生涯教育で必要となる『e-ラーニングについて』
- ・その他

救急隊員の生涯教育のあり方②

生涯教育の指針との整合 基本的な考え方

- ・「救急隊員班」での検討事項を教育指針の中に落とし込む
- ・他の救急隊員への指導・教育等について、指導的立場の救急救命士の関与を位置付ける(教育体制、役割等)



検討結果

生涯教育の指針 主な項目(救急隊員)

- ・役割別の教育(新任・兼任・現任・隊長(4区分))
- ・各役割別の教育に必要な教育内容、時間(単位数)
- ・各役割別の教育に必要なチェックリスト、各種様式
- ・指導者、評価者について(指導救命士、教育担当者の役割)
- ・その他、生涯教育の考え方(教育理念、目的、教育体制、教育資源等)

資料5 指針(案)参照

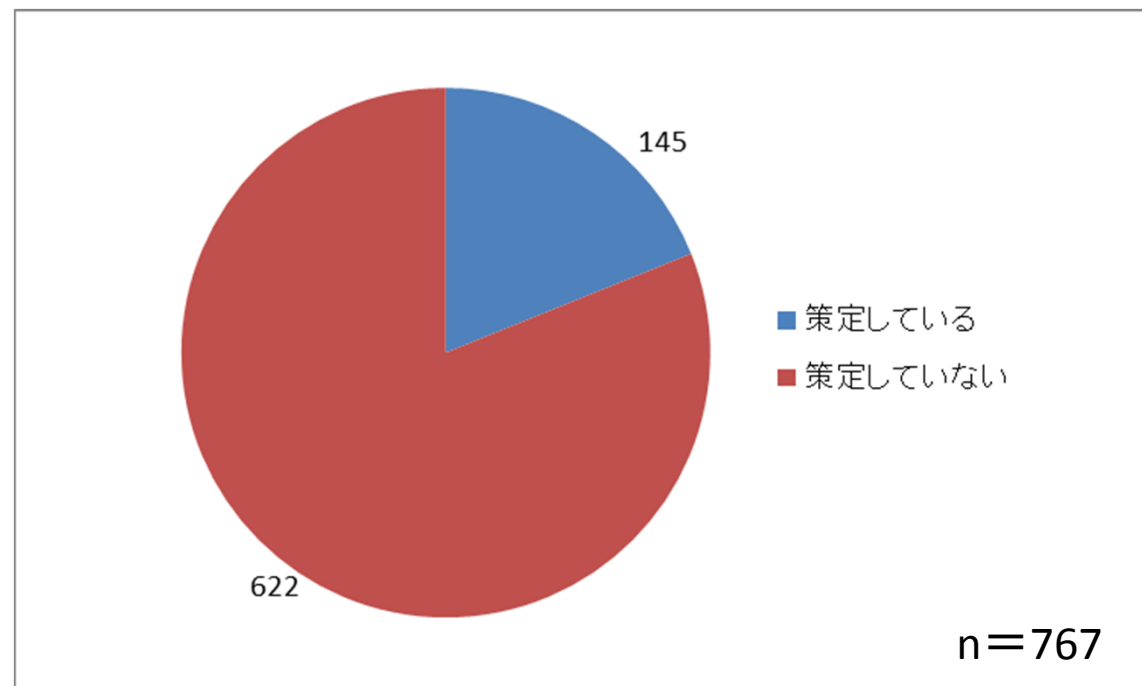
救急隊員の生涯教育のあり方 ③

e-ラーニング 基本的な考え方

- ・生涯教育の実施に資するよう、役割別に必要な教育項目（特に集合研修等）について、実施が困難なもの、全国共通な内容のもの、等について策定する
- ・策定にあたっては、全国で既に策定されているものを有効に活用するための方策について検討を行う

消防本部アンケート結果

1. 消防本部でe-ラーニングを策定しているか？



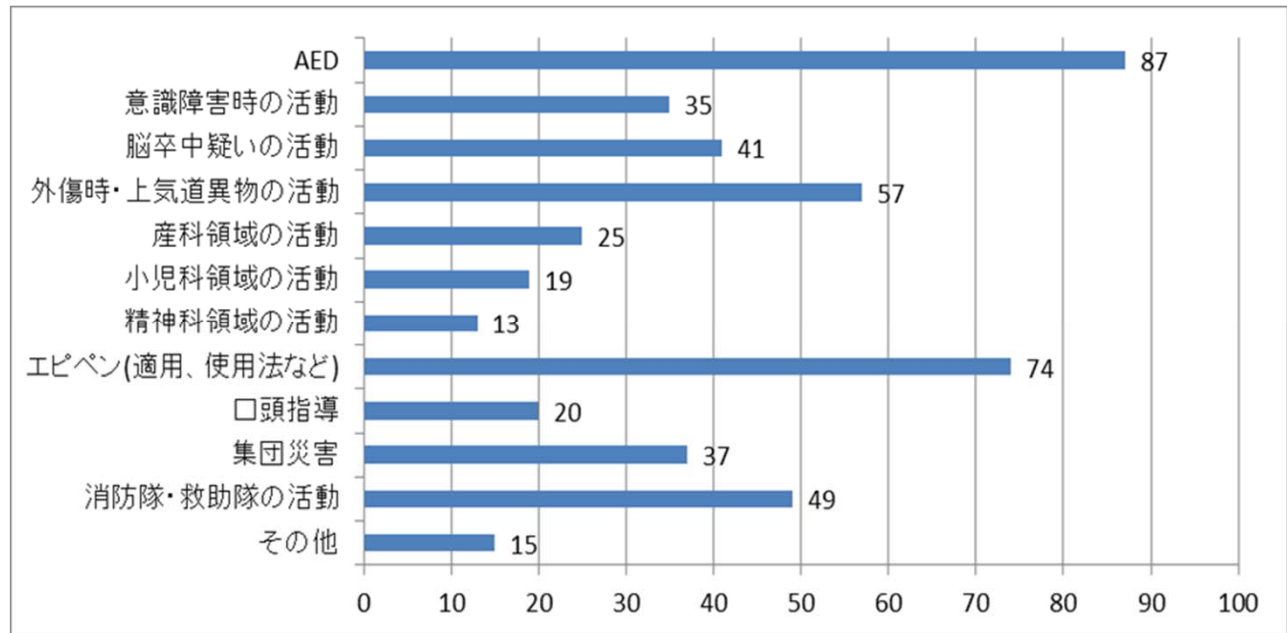
救急隊員の生涯教育のあり方④

消防本部アンケート結果

(e-ラーニング)

2. 策定の内容

- ・策定している145本部
(複数回答)



3. その他の内訳

- ・救急活動事例及び研究に関するもの
- ・訓練・教養担当者が作成したスライド等の資料
- ・指定した救急隊の想定訓練（ブラインド型）映像
- ・気管挿管再教育訓練の教材
- ・病院前救護におけるトラブルへの対応
- ・救急活動基準参考映像
- ・消防本部が作成した問題
- ・心電図学習
- ・集合研修のDVDの配布
- ・各種研修会や講習会の映像
- ・情報セキュリティ研修
- ・安全管理
- ・救急資器材の取り扱い、検証会
- ・緊急被ばく医療
- ・救急救命九州研修所のDVD
- ・講習会等の指導要領

救急隊員の生涯教育のあり方④

e-ラーニングについて



検討結果

- ・全国で策定された様々なe-ラーニングコンテンツについて、利用可能なものがあるか引き続き情報収集を行い、全国に向けた公開方法等について検討を行うことが必要である
- ・また、救急隊員生涯教育で定める「所属研修(集合研修)」について、特に実施に多大な労力を有するものや、全国で統一的に示せるものについては、上記の他、国においてコンテンツの策定について検討を行うことが望ましい
- ・国でのコンテンツの策定については、これら145消防本部の取組みを参考に、著作権や二次配布制限の問題に留意しつつ、策定済みのコンテンツの活用や、救急隊員シンポジウム等での発表事例の映像による配布、救急関連学会でのコンテスト等を通じて、優れたコンテンツを全国の消防本部に共有することが望まれる

救急隊員の生涯教育のあり方⑥

救急隊員成果物(案)

- 「救急業務のあり方に関する検討会報告書」(年度末)

救急隊員生涯教育 ・e-ラーニング

- 関係通知の発出(報告書策定後)

【通知で示す主な項目】:救急業務の携わる職員の生涯教育について(仮)

- 救急隊員生涯教育の内容(役割別に必要な教育区分、救命士、指令員)
- 各役割別に必要な教育内容、教育時間(単位)
- 各様式(チェックリスト、教育管理表等)
- 「生涯教育の指針」の策定と主な内容

- 「生涯教育の指針(救急隊員)」(報告書策定後)

通信指令員の救急に係る 教育のあり方

通信指令員の救急に係る教育のあり方①

第3回班会議の主な検討事項

- ・『通信指令員の救急に係る教育教材』の策定
- ・『緊急度判定検討会』との整合（指令員教育）
- ・その他

通信指令員の救急に係る教育のあり方②

通信指令員の救急に係る教育教材

目次

第1節 救急業務の理解

1. 救急業務における通信指令員の役割

- (1) 通報から救急隊到着までの対応の重要性
- (2) 応急手当の救命効果

2. 救急業務の現状

- (1) 救急搬送件数と将来推計
- (2) 救急蘇生統計

3. 救急医療体制と病院前救護

- (1) 救急医療体制を担う医療機関
- (2) 消防法改正による消防と医療の連携
- (3) ドクターカー、ドクターヘリ等
- (4) PA連携

4. 救急隊等の現場活動

- (1) 救急業務の定義
- (2) 救急現場活動の基本的な流れ
- (3) 救急隊員の行う応急処置等
- (4) 救急救命士と救急救命処置
- (5) メディカルコントロール体制

第2節 救急指令

1. 通信指令員に必要な医学的知識

- (1) 疫学
- (2) 生命の維持
- (3) 緊急度の高い病態
- (4) 心停止に移行しやすい病態
- (5) 心肺蘇生法
- (6) 自動体外式除細動器(AED)
- (7) その他の口頭指導対象病態

2. 救急指令の実際

- (1) 救急通報聴取要領
- (2) 口頭指導
- (3) 救急隊等への情報伝達

3. 救急指令の質の管理

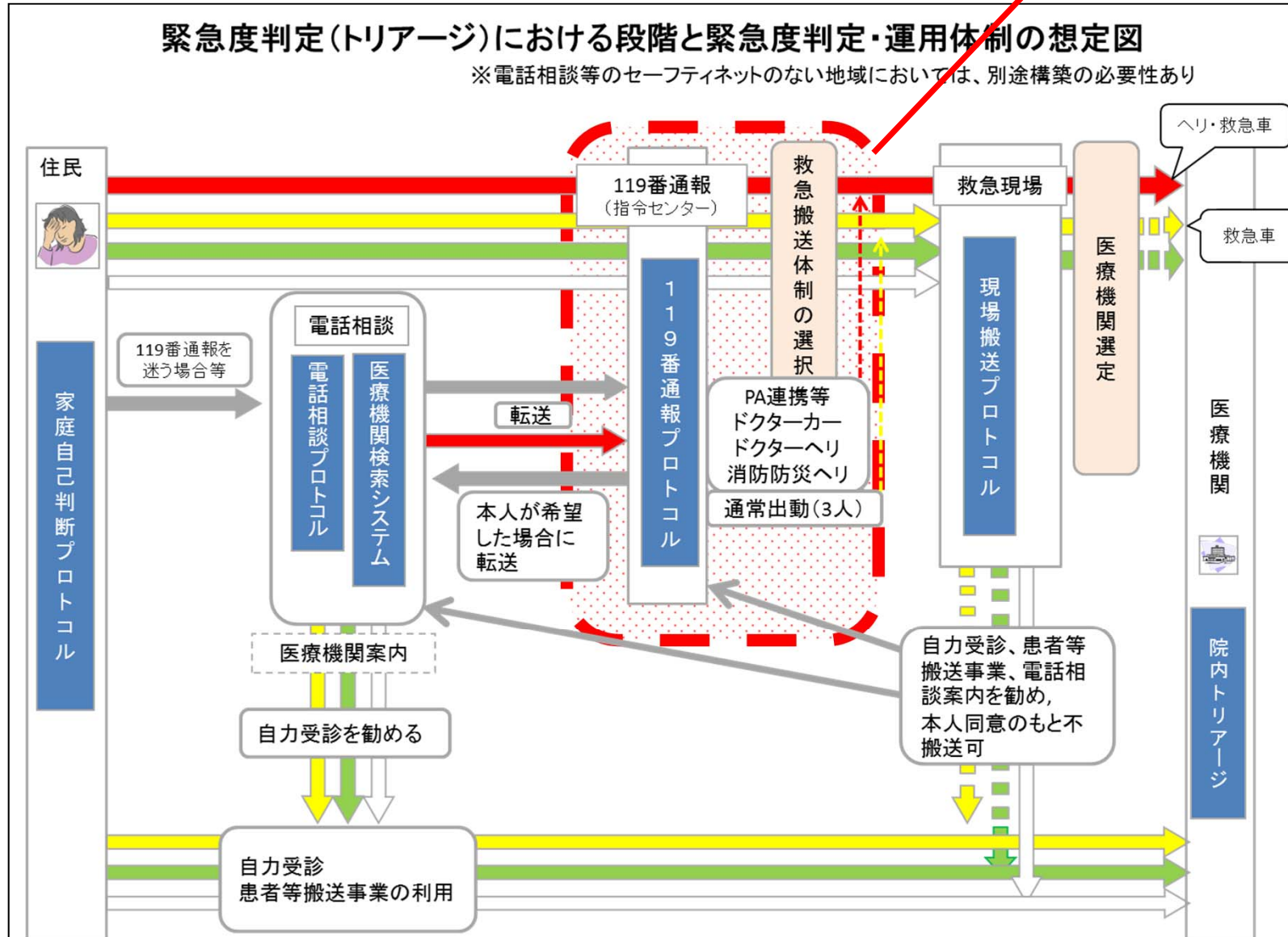
- (1) 模擬トレーニング(シミュレーション訓練)
- (2) 口頭指導の事後検証

⇒内容については資料6参照

通信指令員の救急に係る教育のあり方③

緊急度判定検討会との整合について

通信指令員の関与



通信指令員の救急に係る教育のあり方④

緊急度判定検討会との整合について

○通信指令員による緊急度の判断

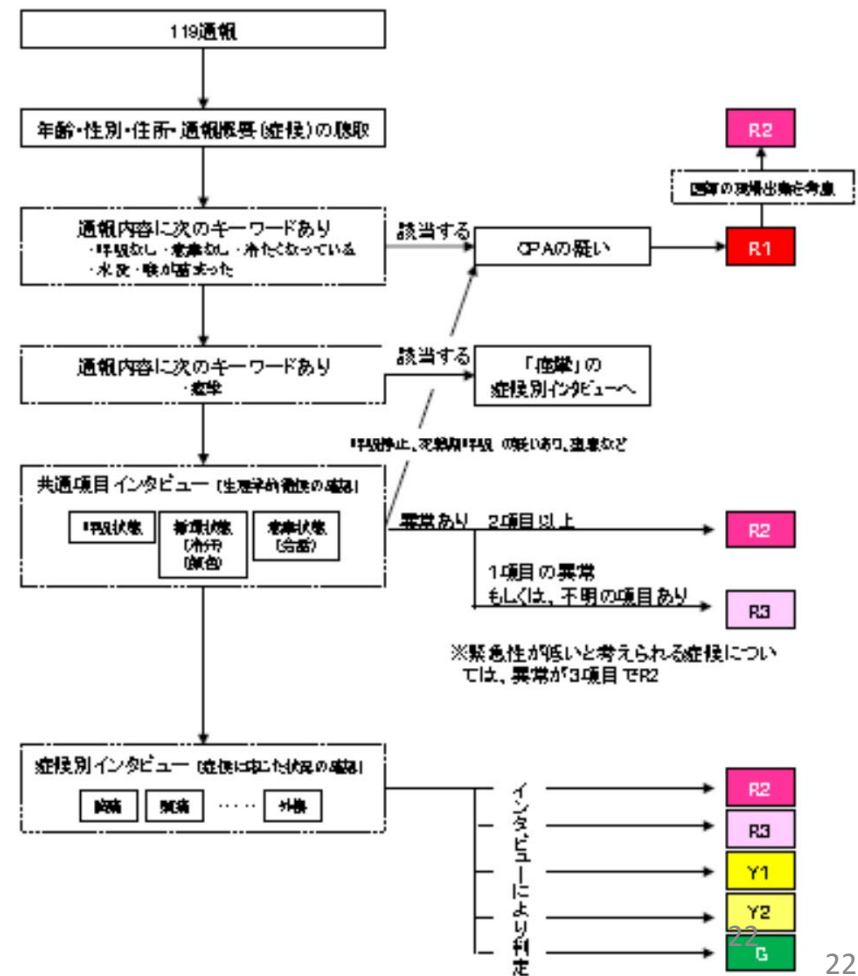
【緊急度の定義】

緊急度	定義
緊急	生命の危機的状態にあり、直ちに受診する必要がある
準緊急	2時間以内をめやすに受診の必要がある
低緊急	緊急ではないが、受診の必要がある
非緊急	経過観察でよいが、症状が増悪したり、長引く場合は受診を考慮する

消防庁：緊急度判定体系のあり方検討会より

緊急度判定検討会での検討結果を受け
必要な内容を教材として盛り込むこととした

【緊急度判定アルゴリズム】(119番通報)



通信指令員の救急に係る教育のあり方⑤

通信指令員成果物(案)

- 「救急業務のあり方に関する検討会報告書」(年度末)
- 関係通知の発出(報告書策定後)

【通知で示す主な項目】: 口頭指導に関する実施基準の一部改正(仮)

- 口頭指導員の要件(必要な教育を受けた者等)
- 通信指令員に必要な教育内容の提示(テキストの内容)
- 「教育テキスト」の策定について など

- 「通信指令員の救急に係る教育テキスト」(報告書策定後)
- 「生涯教育の指針(通信指令員)」(報告書策定後)

救急業務のあり方に関する検討会 報告書について

救急業務のあり方に関する検討会報告書

「救急業務のあり方に関する検討会報告書(たたき案)」

※教育関連分

資料7参照



《今後のスケジュール》

- ・第3回「救急業務のあり方に関する検討会」において、教育作業部会での検討事項を含めた全体の報告書の記載内容(案)について検討し、年度末の策定を目指す

今後のスケジュール(案)

今後のスケジュール（案）

